老人医療と国民健康保険

現在七〇才以上のお年寄りの医療費を無料にする制度が行きわたり医療費を心配することなく、お医者にかかれるようになつています。しかし、この制度は、医療保険（国保、社会保険等）の自己負担分を国、県、町で負担するしくみで、保険税の負担がなくなつたものではありません。

また、無料だからといつて、むやみにお医者を渡り歩いたり、やたら薬や注射をねだつたりすると〝くすり〟の飲みすぎは、かえつて健康をそこなうことにもなります。国民健康保険制度を例にとつてみますと医療費を一〇〇%とした場合、四〇%を国の補助金、三〇%は自己負担（七〇才以上のかたは、国、県、町で負担）残りの三〇%を保険税でまかなつております。昭和五〇年度の医療費は、三、六八四人で総額一億五九〇〇万円、その内老人（七〇才以上のかた）の医療費は、四三二人で四七〇〇万円実に全体の三〇%程度に及んでおり加入者の、医療費がふえれば保険税がふえるしくみになつています。

制度のしくみを正しく理解して平素から体に気をつけ健康で幸せな生活をしましょう。

昭和50年度三隅町国保加入者がつかつた医療費

1、加入者全体の医療費（70才以上も含む）

	件数	日数	費用額(円)	受診率%	1件当り日数	1件当り費用額	1人当り費用額
入院	513	8,823	67,323,798	13.925	17.20	131,235	18,275
入院外	18,945	51,625	76,641,980	514,251	2.72	4,040	20,804
歯科	2,757	9,365	15,201,170	71,837	3.40	5,514	4,126
計	22,215	69,813	159,166,948	603,013	3.14	7,165	43,205

（対象者３６８４人）

2、老人医療対象者の医療費（老は除く）

	件数	日数	費用額(円)	受診率%	1件当り日数	1件当り費用額	1人当り費用額
入院	142	3,176	21,849,740	32,870	22.37	153,871	50,578
入院外	4,180	16,240	24,410,820	967,593	3.89	5,840	56,506
歯科	182	529	1,132,200	42,130	2.91	6,221	2,621
計	4,504	19,945	47,392,760	1,042,593	4.43	10,522	109,705

（対象者４３２人）

お年よりの健康診査

お年よりの健康を守るため今年も次のとおり実施いたしますので、もよりの会場で受診されますようお知らせいたします

一、日程（　）は参集部落

【7月12日】
13：30～15：00
老人センター（上、下中小野、辻並、湯免、麓）

【7月13日】
13：30～15：00
浅田小学校（浅田、殿村新開、沢江、上げ）

【7月14日】
13：30～15：00
小島公会堂（小島、下東方）

【7月15日】
13：30～15：00
宗頭文化センター（中畑、宗頭、もみの木、兎渡谷、杉山）

【7月16日】
13：30～15：00
豊原公会館（豊原、平野、二条崖向山、上東方）

【7月29日】
13：30～15：00
公民館（大竹、正楽寺、津雲飯井、生島、市）

【7月30日】
13：30～15：00
野波瀬漁協（野波瀬、室生）

★指定日時に受診できないときは他の会場で受診されても結構です

二、該当者　65才以上の者

三、検診科目
問診、血圧測定、検尿、その他

四、検診料
無料

五、注意事項
（ア）検診前夜は睡眠不足にならないこと
（イ）検診前には過激な運動、重労働、飲酒等をしないこと。
（ウ）検尿は当日会場でお願いします。

年金を担保に融資

国民年金（福祉年金を除く）や厚生年金、船員保険の受給権者は一時的に資金が必要になつたとき受給権（年金証書）を担保として資金を借りることができます。

この貸付制度は、年金福祉事業団が銀行などの金融機関に委託して貸付業務を行うもので貸付を希望される方は、この業務を取り扱つている都市銀行、地方銀行、相互銀行の窓口で借り入れの手続きをすることになります。

貸付額は、支払年金額の一年半相当額以内で、十万円以上七十万円まで、貸付利率は年七・五%とされており、資金の使途については特に制限はありません。

しかし、特に注意しておいていただきたいことは、年金の受給権を担保としているため、この貸付を受けた場合、貸付金の全額（利息を含む）の償還が終るまで、年金福祉事業団が年金の支給庁である社会保険庁から直接年金受給者にかわつて年金を受け取り、貸付金の償還にあてます。したがつてこの間は年金の支給は全く受けられませんのでよく考えて手続きをしてください。

昭和五十一年度の申込受付期間は右の表のとおりです。

	区分	申込受付期間	貸付期日
国民年金	老齢・通算老齢の各年金（社会保険庁業務課支給分）	51.8.2～51.8.14 51.10.1～51.10.15 52.2.1～52.2.15	51.9.29 51.11.27 52.3.28
	障害・母子・準母子・遺児・寡婦の各年金（社会保険事務所支給分）	51.8.2～51.8.14 51.11.1～51.11.15 52.2.1～52.2.15	51.9.29 51.12.22 52.3.28